

(未定稿)

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

平成24年2月22日
厚生労働省障害保健福祉部

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者生活総合支援法)とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の基本理念を新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者に対する支援

- ① 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ② 地域生活支援事業の追加
 - ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
 - ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業 等

5. 検討規定

- ① 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ② 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、ケアホームのグループホームへの一元化については、平成26年4月1日)

総合福祉部会の骨格提言への対応

平成24年2月22日
厚生労働省障害保健福祉部



【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)

1. 骨格提言の段階的・計画的実現

骨格提言の実現を目指す観点から、今回の法律事項に限らず、引き続き、予算の確保や報酬改定も含め、段階的・計画的に取り組むべきこと。

1. 法の理念・目的・範囲

- ・法制定の経緯、この法に求められる精神等を内容とする前文を設ける。
- ・法の名称は「障害者総合福祉法」。
- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。
- ・介護保険対象年齢になった後でも、従来受けていた障害者自立支援法に基づく支援が継続されることを規定。

- 障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現
- ・障害者自立支援法では、基本的理念の定めを障害者基本法に委ねている。
- ・障害者自立支援法第1条において、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」旨規定。
- ・社会保険優先原則の下、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにする等、障害者自立支援法に基づく給付が行われる。

○障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

- ・【法律】障害者基本法の改正を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられることにより地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。
- ・【法律】また、これに伴い目的規定を改める。
- ・【法律】障害者自立支援法の名称そのものを見直す。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
【参考】障害者基本法第2条第1項
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により組織的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

○3障害の一元化

- ・障害者自立支援法により、身体・知的・精神と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化。支援費制度では対象外であった精神障害者も対象として、サービスを拡充。
- ・【22年改正法】[改正障害者基本法]精神障害に発達障害が含まれることを、法律上も明確化。

○制度の谷間のない支援の提供

- ・【法律】「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病であつて政令で定めるものによる一定の障害がある者を加える。(児童福祉法においても同様の改正を行う。)

【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)

2. 障害者の範囲の拡大の検討

法の対象となる障害者の範囲を定める政令については、「制度の谷間」をなくすという基本的な考え方方に立ち、難病対策全般の見直し等における裏門的な意見も踏まえて検討すべきこと。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)	附注(CDP版組)
3. 選択と決定 (支給決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。 <p>○支援の必要度に関する客観的な尺度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分は、利用者間の公平性や市町村間のはらつきの是正の観点からの、サービスの必要性を判断するための一つの要素である心身の状況に係る客観的尺度。 ・【22年改正法】障害者等の置かれている環境を勘案して支給決定を行うことを法律上明記(24年4月施行) <p>○相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記(24年4月施行)。 <p>○不服審査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の支給決定等に不服がある場合には、都道府県に対して審査請求。 	<p>○支給決定の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【法律】法の施行後5年(調整中)を目途に、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聞くものとする。 <p>【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)</p> <p>3. 支給決定の在り方の検討</p> <p>法に基づく支給決定の在り方の検討にあたっては、個別事情に即した障害者及びその家族の意向を尊重すべきこと。</p> <p>・【24予算案】現行の障害程度区分に関する調査・検証の経費を計上。(1億円)</p> <p>○ケアマネジメントを重視した支給決定の弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【運用】生活介護と施設入所支援との利用の組合せは、原則、区分4以上にしか認めていなかったが、これを市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める場合には、区分1以上であれば支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)。 ・【運用】就労継続支援と施設入所支援との利用の組合せについても、サービス等利用計画案に基づき通所による利用が困難と市町村が認める場合には、支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)
4. 支援 (サービス)体系	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 ・「障害者就労センター」と「デイアクトビティーセンター」に再編。 ・グループホームとケアホームをグループホームに一本化。 ・重度訪問介護を発展的に継承し、パーソナルアシスタンス制度を創設。 ・医療的ケアの確保。 <p>○利用者本位のサービス体系に再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・病院に入所・入院する者の地域移行を推進。 ・昼夜分離の体系で、利用者の意向によるサービスの組合せを可能とし、選択に基づく支援を提供。 ・全国一律の基準に基づく個別給付だけでなく、地域の実情等に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業を設けている。(移動支援、コミュニケーション支援) <p>○地域における居住の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームやケアホームの整備に係る費用を助成し、重点的に整備を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(23年10月施行)。 <p>○障害者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が可能な限り一般就労できることを目指すとともに、一般就労が困難でも就労系障害福祉サービスを利用できるよう、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)の仕組みを導入。 ・障害者のニーズに応じ、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行は着実に増加し、就労継続支援も利用者が着実に増加。 	<p>○日常生活及び社会生活を支援するための施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るために基盤整備に係る経費を計上。 <p>22年度 100億円 → 23年度 108億円 → 24年度(案) 117億円</p> <p>(政策コンテスト) (重点化枠など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【報酬】24年度改定で、医療型ショートステイの拡充、グループホーム・ケアホームでの夜間支援の強化、入所施設の夜勤の充実、就労移行における一般就労の促進、改正児童福祉法の施行に向けた障害児支援の充実を行う。 ・【報酬】24年度改定で、基金事業で行われていた通所サービス等の送迎に係る費用の支援を報酬で対応。また、放課後の学校から事業所への送迎も新たに対象とする。 ・福祉施設から一般雇用への移行について、その取組みを一層加速させる観点から、「地域の就労支援の在り方に関する研究会」等を設置し、検討。 ・【24予算案】新たな「工賃向上計画」(24~26年度)の予算を計上。(4億円) ・【法律】法の施行後5年(調整中)を目途に、常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。 <p>また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聞くものとする。</p> <p>【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)</p> <p>4. 常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討</p> <p>法に基づく常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討にあたっては、現行の個別給付について、福祉サービスとしての給付間の整合の観点にも留意しつつ、対象者やサービス内容の拡大も含めて検討すべきこと。</p> <p>なお、重度訪問介護の対象者、行動援助のサービス内容の拡大については、今回の法案に盛り込むべき、それが難しい場合には平成26年4月1日までに検討を行い結論を得るべきとの強い意見があった。</p>

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

4. 支援 (サービス)体系 (続き)

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。
- ・「障害者就労センター」と「デイアクトティビティーセンター」に再編。
- ・グループホームとケアホームをグループホームに一本化。
- ・重度訪問介護を発展的に継承し、パーソナルアシスタンス制度を創設。
- ・医療的ケアの確保。

○重度障害者に対する移動支援

- ・重度の障害者については、既に自立支援給付の対象として、全国共通の仕組みにより支援。
 - * 重度訪問介護(重度の肢体不自由者)、行動援助(知的・精神障害により行動上著しい障害を有する者)
- ・【22年改正法】同行援護(視覚障害により移動に著しい障害を有する者)により、外出時の移動中の介護等を提供。(23年10月施行)

○たんの吸引等

- ・【改正介護保険法】一定の研修の受講等を要件として、介護職員がたんの吸引等を実施(24年4月施行)。
- ・【23予算】たんの吸引等に係る研修について、都道府県が実施するための費用を補助。

5. 障害者の就労の支援の在り方の検討

法に基づく障害者の就労支援の在り方の検討に併せ、労働法規の適用も含め、多様な就業の機会の確保のための方策についても、障害者の一般就労を更に促進する観点から検討すべきこと。
9. 訪問系サービスに関する国庫負担基準の検討
訪問系サービスに関する国庫負担基準については、国と地方公共団体の役割分担も考慮しつつ、引き続き、検討すべきこと。

・【24予算案】地域生活支援事業を充実させるため、必要な予算を増額。

22年度 440億円 → 23年度 445億円 → 24年度(案) 450億円
(政策コンテスト) (重点化枠)

・【法律】地域生活支援事業として、

- ①地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ②ボランティア活動を支援する事業
- ③成年後見制度の利用を促すため、市民後見人等の人材の育成活用を図るための事業
- ④コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業を追加する。

【留意すべき事項】

8. 地域生活支援事業の実施に当たって配慮すべき事項

市町村の地域生活支援事業に追加されるボランティア活動を支援する事業については、当事者及び家族主体の取り組みについても推進されるよう努めるべきこと。

○地域における居住の場の確保

- ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数)
- ・【法律】地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行なう住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合する。
- ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、外部からの介護サービスを弾力的に利用できること及び新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすることを検討。

○重度訪問介護等の利用促進のための財政支援

・【24予算案】国庫負担基準を見直し。

- ・【24予算案】基金事業で行われていた重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超えていた市町村への財政支援を、補助金化して継続実施。(22億円)
- ・【法律】法の施行後5年(調整中)を目途に、常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聞くものとする。
<再掲>

○たんの吸引等

- ・【報酬】介護職員等によるたんの吸引等の評価を行う。
- ・【24予算案】たんの吸引等の実施のために都道府県が実施する研修事業に対する補助経費を引き続き計上。(237億円の内数)

章	節	小節	二段階の取り組み
5. 地域移行	・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアソポーターの活用。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・グループホーム・ケアホームの整備等により、地域移行を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(23年10月施行)。<再掲> ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化(24年4月施行)。 * 地域移行支援・障害者支援施設や精神科病院に入所又は入院している者について住居の確保に関する相談等地域における生活に移行するための支援を行うもの * 地域定着支援…単身で生活する者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談に応じ、地域における生活に定着するための支援を行うもの ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数) ・【報酬】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。 ・【運用】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。 ・【運用】第3期障害福祉計画(24年度～26年度)において、地域生活に移行する者の数、施設入所者の削減数、精神科病院からの退院について具体的な目標値を設定した上で、計画的な基盤整備を図っていく。 ・【法律】地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合する。<再掲> ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすること及び外部からの介護サービスも弾力的に利用できるようにすることを検討。<再掲>
6. 地域生活の基盤整備	・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。 ・地域基盤整備10ヵ年戦略終了時に、施設入所支援の位置付け等を検証。	○障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備 ・国の基本指針に即して、市町村が市町村障害福祉計画を、都道府県が都道府県障害福祉計画を策定。 ○自立支援協議会の法定化 ・【22年改正法】地域の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う自立支援協議会を法律上位置付け(24年4月施行)。	○地域移行推進のためのサービス基盤整備 ・【運用】国において、都道府県別の数値目標の毎年の進捗状況をフィードバックする等、都道府県において障害福祉計画の進捗管理が効果的に行えるよう支援を行うとともに、地域生活支援事業の必須事業の未実施市町村の解消を計画的に実施するよう要請。 ・【法律】市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることとする。 ・【法律】市町村及び都道府県は、障害福祉計画に医療機関、教育機関等関係機関との連携に関する事項を定めるよう努めることとする。 ・【法律】市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更などの必要な措置を講ずるよう努めることとする。 【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より) 7. 地域移行の更なる推進 障害者の地域生活への移行をさらに促す観点から、国が施設入所者数の削減数、地域生活への移行者数、精神科病院からの退院について、数値目標設定にあたっての目安を示し、都道府県及び市町村はこれに沿って、障害福祉計画に基づく計画的な基盤整備を図るべきこと。 なお、国が示す数値目標設定にあたっての目安については、定期的な検証と、見直しを行べきこと。 ○協議会の設置促進 ・【法律】自立支援協議会の名称について、地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、法律上の名称を協議会に変更する。 ・【法律】協議会の構成員に障害者及びその家族が含まれることを明記する。 ・【法律】地域の課題を共有し、効果的な基盤整備などについての協議を行う協議会について、その設置がさらに促進されるよう努めることとする。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

章番	高齢者・障害者等の生活支援に関する法律	精神障害者に対する相談支援の充実
7. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。 <p>○利用者負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年4月から低所得者の利用者負担を無料として、実質的に応能負担に。 ・【22年改正法】応能負担であることを法律上も明確化。 [参考]福祉サービスに係る利用者負担の推移 <ul style="list-style-type: none"> ①無料でサービスを利用している者の割合 H22.3 11.0% → H23.10 85.5% ②給付費に対する利用者負担額の割合 H22.3 1.90% → H23.10 0.38% ・【22年改正法】障害福祉サービスと補助具の利用者負担を合算し負担を軽減。 	<p>○共通番号制度における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通番号制度における利用者負担の合算の議論を踏まえた検討が必要。
8. 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。 ・ピアソーターの活用。 <再掲> <p>○相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援については、①市町村による相談支援事業(交付税)、②計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援について、個別給付により実施。また、①については、地域生活支援事業により、専門職員の配置等、機能強化を実施。 ・身近な地域で相談を受ける身体障害者相談員・知的障害者相談員制度(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)。 ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記(24年4月施行)。<再掲> ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化(24年4月施行)。<再掲> ・【22年改正法】市町村に基幹相談支援センターを設置(24年4月施行)。 ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。<再掲> 	<p>○相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】基幹相談支援センターの整備に係る経費を計上。(450億円の内数) ・【24予算案】自治体等における相談支援や権利擁護に関する人材養成の支援に係る経費を計上。(31百万円) ・【報酬】計画相談支援、障害児相談支援については、新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成について報酬を上乗せする等、適切に評価。 ・【運用】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。 <p><再掲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【報酬】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。<再掲> ・【法律】障害者基本法において、「障害者の意思決定支援に配慮しつつ相談」支援等を行うこととされたことを踏まえ、障害者の意思を尊重する観点から、障害者の立場に立って相談支援を行うことを、指定相談支援事業者の責務として明記する。 ・【法律】サービス等利用計画案の作成や地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業者への専門的な支援などを担い、地域における相談の中核となる基幹相談支援センターは、その事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする。 ・【法律】障害者本人や家族が中心となって行っている身体障害者相談員や知的障害者相談員制度について、その活用を促す観点から、これらの相談員が障害福祉サービス事業者と連携して、相談を実施するよう努めることとする。 <p>【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)</p> <p>6. 精神障害者に対する相談支援の充実</p> <p>精神障害者に対する相談の充実については、平成24年内を目指し検討を行うこととしている精神保健医療福祉施策の見直しの際に検討すべきこと。</p>

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

9. 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。 	<p>○虐待防止・権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【22年改正法】成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化(24年4月施行)。 ・【障害者虐待防止法】障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護・自立支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を規定(24年10月施行)。
10. 報酬と人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。 	<p>○障害福祉サービスの質の向上、職員の待遇改善、事業者の経営基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業において、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を、福祉・介護職員の待遇改善に取り組む事業者へ交付。(21年10月～23年3月 1,070億円)
財政のあり方	<p>①国は予算措置に必要な基礎データを把握する。</p> <p>②障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目指漸進的に拡充する。</p> <p>※ 地域生活を支える支援サービスの千葉規模について、…日本は0.198%(1兆1138億円に相当)であり…これを平均並み(GDPの0.392%)に引き上げるには、GDP比0.193%(1兆857億円)の増額が必要であり。(後略)</p> <p>③財政の地域間格差の是正を図る。</p> <p>④財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。</p> <p>⑤障害者施策の推進は経済効果に波及する。</p> <p>⑥支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。</p> <p>⑦長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。</p>	<p>○障害保健福祉の充実に必要な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス予算は、概略的経費化により順調に増加し、この10年間で2倍以上に増加。 【参考】平成13年度 3,111億円 平成24年度 7,884億円(案) ・障害者支援施設等の設置市町村の負担が過大にならないよう、障害者支援施設等の入所者については、入所前の居住地市町村が支給決定を行い、費用を支弁する居住地特例を採用。 ・訪問系サービスについて、国から市町村への国庫負担の精算基準を設定。この精算基準により、重度障害者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行えるとともに、同じ市町村の中でサービス利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組み。 ・支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業や基金事業により財政支援。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)